

福祉サービス第三者評価調査者継続研修開催要項

1 目的

この研修会は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第9条第1項第2号に規定する評価調査者継続研修として実施することを目的とします。また、昨年度の評価調査者養成研修会が中止となったため、今年度は特例措置として、資格要件を満たす評価調査者資格の拡大を希望する方については、必要書類の提出及び本研修の修了により、評価調査者資格の拡大の申請にも対応いたします。

2 主催

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構（公益社団法人北海道社会福祉士会）

3 日時

(1) 第1回目

2018年（平成30年）9月29日（土）午前9時30分～午後5時40分

(2) 第2回目

2018年（平成30年）12月8日（土）午前9時30分～午後5時40分

※ 評価調査者として活動するためには、いずれか一日を受講する必要があります。
同一内容で実施します。

4 会場

北海道立道民活動センターかでの 2.7 7階 710会議室

（札幌市中央区北2条西7丁目 地下鉄さっぽろ駅10番出口から徒歩9分）

5 受講対象者

- (1) 当機構主催の第5回評価調査者継続研修（2016年9月または11月）を修了した者
- (2) 全社協主催の評価調査者指導者研修を修了（2017年度実施分まで）した者

6 評価調査者資格の拡大について

評価調査者資格の拡大を希望する方（aまたはbからcへ）は、拡大したい資格要件の必要書類（下記※1または※2）を添付して下さい。（別途事務手数料として1,080円（税込）をご負担願います。）

資格要件 次のいずれかの要件に該当する方（詳しくは別表を参照）

- a-1 組織運営管理業務を3年以上経験している者
- a-2 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者
- b-1 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者
- b-2 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者
- b-3 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者

※両方に該当する方は、c（a+b）という資格要件となりますので、資格要件の拡大を希望される方は申込書の評価調査者資格拡大の希望欄の「有」にチェックして下さい。

<別表> 評価調査者資格の要件

a 組織運営系	(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	(2) 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2 イ 上記以外の資格で、機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者 ※2
	(3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2 イ 民間企業や非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※2

<受講資格要件を証明する書類>

添付した「勤務証明書」と、福祉系の資格がある場合は「資格証」の写しを提出すること。

- ※1 20人以上の組織を統括している(又はしていた)ことの客観的な証明となる書類を確認します。具体的には、勤務証明書の他に事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿の写しなどが考えられます。申請者の申告のみでは認めません。
- ※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要です。資格証、勤務証明書などを提出いただき確認します。なお、介護支援専門員資格がある方については経験年数の証明は必要ありませんので、資格証の写しだけで結構です。

注：上記全ての受講資格要件について資格証、経歴書を元に、審査委員会で審査の上、受講資格を決定します。なお、経験年数は受講申込日現在とします。

7 受講の申込方法

(1) 申込期限(期限までに必着)

- ・ 第1回目受講希望の方 2018年9月18日(月) 消印有効
- ・ 第2回目受講希望の方 2018年11月16日(金) 消印有効

(2) 申込方法

申込書及び同意書に必要事項を記入の上、顔写真(カラー・横2.5cm×縦3cm)を添付して郵送でお申し込みください。受講料は前払いとなりますので、振込票の控えを申込書に添付してください。

※ 写真は携帯版評価調査者証に使用します。必ず写真の裏に氏名をお書き下さい。

(3) 受講票について

両日とも受講料の振込を確認した上で、下記の発送を予定しています。

- ・ 第1回目を受講する方 9月25日頃
- ・ 第2回目を受講する方 11月26日頃

(4) 申込先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階
公益社団法人北海道社会福祉士会 事務局

8 受講料及び支払方法について

(1) 受講料について

8,640円(税込)

調査者資格拡大を希望する方は9,720円(税込)

(2) 支払方法について

郵便局に備え付けの青色の振込取扱票をご利用の上、下記の口座までお支払い下さい。通信欄には必ず「第三者評価継続研修受講料」と記載してください。手数料はご負担ください。

【支払先】

- ・ 郵便振替口座：02710-0-97697
- ・ 加入者名：北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構

9 評価技能審査試験

評価技能審査試験は、以下のホームページに掲載しております「第三者評価実践マニュアル Version 2」から出題します（実践マニュアルが平成26年3月に改定されていますので、必ず最新の「バージョン2」で学習ください。）10問出題し、7問正答で合格です。不合格の場合は、追試審査試験料3,000円により、追試験（2018年12月15日午後、札幌市内で実施予定）を受けていただき、基準点を満たせば合格とします。なお、不合格の場合でも、研修受講料は返却しません。

http://www.shakyo-hyouka.net/panf/manual_ver2.pdf

10 評価調査者証の交付

第1回目または第2回目の全日程に出席し、所定のカリキュラムを受講し、評価技能審査試験（筆記試験）に合格した方については、継続研修修了と認め、携帯版評価調査者証（顔写真付）を送付します（修了証書を兼ねます）。

11 個人情報の取り扱い

この研修会の申込者、受講者、修了者に関する個人情報は、当法人の個人情報保護規程に基づき適切に取り扱い、他の目的に使用することはありません。申込書及び同意書に記載された個人情報は、この研修会の運営、連絡、評価調査者名簿の整備（北海道や評価機関への情報提供含む）等の目的にのみ使用します。

12 その他

今回の継続研修修了者については、2021年3月31日（2020年度末）まで評価調査者として活動することができます。その後も継続して活動したい場合には、2020年度に開催される継続研修を忘れずに受講してください。もし受講しない場合には、2021年4月以降は、評価調査者として活動できません。評価調査者として活動できる有効期間が終了した方が再度活動する場合には、原則として養成研修を受講していただくこととなります。

13 お問い合わせ先

公益社団法人北海道社会福祉士会事務局（月曜日～金曜日 9:30～16:30）
 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7 4階
 電話：011-213-1313 FAX：011-213-1314
 E-mail：info@hokkaido-csw.or.jp

14 研修カリキュラム ※カリキュラム内容に変更がある場合があります。

時 間	内 容	担当者
9:00～9:30	受 付	
9:30～9:40	主催者あいさつ、オリエンテーション	推進機構
9:40～10:45	講義 「評価調査者の役割・倫理・義務」 「第三者評価実践マニュアル Ver.2 の理解」 「共通 45 項目の理解」	推進機構
10:45～11:00	休 憩	
11:00～12:00	演習1 事前分析・事前協議・事前準備 (受講生が自己評価、事業所からの 提供書類等を読み込む)	○全社協指導者研 修修了者 ○推進機構
12:00～13:00	昼食休憩	
13:00～14:00	演習2 訪問調査実習 (ロールプレイでインタビュー)	同上
14:00～15:00	演習3 評価原案の作成 (受講生が各自でコメントを作成)	同上
15:00～15:15	休 憩	
15:15～16:15	演習3 評価の決定 (グループ内で合議し、グループとしての評価 の決定)	同上
16:15～17:00	演習4 評価結果の公表(発表とまとめ) (講師からの評価結果の提示、コメント) (質疑応答)	同上
17:00～17:10	休 憩 (試験会場準備)	
17:10～17:40	評価技能審査試験(筆記試験) ※ 答案作成したら提出して退室	推進機構